

信用取引ルールについて

新旧対照表

※下線部が改訂箇所

新	旧
<p>2. 口座開設基準 (現行通り)</p> <p>●口座開設申込をしていただくにあたっては、本書及び「信用取引に関する説明書」「信用取引規定」「信用取引口座設定約諾書」「自動振替規定」の内容をご理解いただくこと。</p> <p>当社でご提供する信用取引は、一般に行われている信用取引と比較して取引条件が厳しくなっております。したがって、お客様が当社にて信用取引口座の開設をお申込みになる場合には、あらかじめ上記書類に目を通していただき、ご理解いただくことが条件となります。</p> <p>信用取引で差し入れが必要な委託保証金の率は30%（ただし、金融商品取引所等又は当社が規制又は変更を行った場合については、この限りではありません）、委託保証金の最低維持率（いわゆる追証ライン、以下「最低維持率」といいます。）は20%（30万円を下回る場合は30万円）とさせていただきます。委託保証金が最低維持率又は30万円を下回った場合には、翌々営業日<u>12時</u>までに最低維持率又は30万円を回復するまで追加で委託保証金（追加保証金＝追証）を差し入れていただきます。また、お客様から差入時限までに追証の差し入れがない場合、当社の任意でお客様の計算により信用建玉・代用有価証券を処分させていただきますことがあります。</p> <p>(現行通り)</p> <p>8. 弁済期限と信用期日</p> <p>当社では、信用建玉を返済または現引・現渡する場合には、必ず最終返済日までに行っていただくことといたします。万が一最終返済日までにお</p>	<p>2. 口座開設基準 (以下、省略)</p> <p>●口座開設申込をしていただくにあたっては、本書及び「信用取引に関する説明書」「信用取引規定」「信用取引口座設定約諾書」「自動振替規定」の内容をご理解いただくこと。</p> <p>当社でご提供する信用取引は、一般に行われている信用取引と比較して取引条件が厳しくなっております。したがって、お客様が当社にて信用取引口座の開設をお申込みになる場合には、あらかじめ上記書類に目を通していただき、ご理解いただくことが条件となります。</p> <p>信用取引で差し入れが必要な委託保証金の率は30%（ただし、金融商品取引所等又は当社が規制又は変更を行った場合については、この限りではありません）、委託保証金の最低維持率（いわゆる追証ライン、以下「最低維持率」といいます。）は20%（30万円を下回る場合は30万円）とさせていただきます。委託保証金が最低維持率又は30万円を下回った場合には、翌々営業日<u>15時30分</u>までに最低維持率又は30万円を回復するまで追加で委託保証金（追加保証金＝追証）を差し入れていただきます。また、お客様から差入時限までに追証の差し入れがない場合、当社の任意でお客様の計算により信用建玉・代用有価証券を処分させていただきますことがあります。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>8. 弁済期限と信用期日</p> <p>当社では、信用建玉を返済または現引・現渡する場合には、必ず最終返済日までに行っていただくことといたします。万が一最終返済日までにお</p>

新	旧
<p>お客様が信用建玉を処分されなかった場合には、その信用建玉については翌営業日の信用期日当日に当社の任意によりお客様の計算で反対売買させていただくとともに、その際の手数料は当社が別途定める割増手数料をお支払いいただくことといたします。当該信用建玉の反対売買に係る手数料はオペレーター経由の手数料<u>またはお客様がご選択されている手数料コースで定める手数料</u>（I F A取扱口座のお客様の場合は、オペレーター経由の手数料+10,000円+消費税）とさせていただきます。<u>詳細は当社ウェブサイトをご確認ください。</u>また、反対売買により返済が完了しなかった場合、当社の任意により、現引・現渡による返済を行わせていただく場合があります。信用期日については常にご注意ください。</p> <p>（現行通り）</p> <p><b>10. 追加保証金（追証）</b></p> <p>追加保証金（追証）とは、お客様の委託保証金が最低維持率または差し入れている委託保証金の額が30万円を下回った場合に、委託保証金率が最低維持率を回復するまであるいは差し入れている委託保証金の額が30万円を回復するまで追加で差し入れていただく委託保証金のことです。</p> <p>当社信用取引では最低維持率は20%となります。委託保証金率が大引けの時点で20%または差し入れている委託保証金の額が30万円を下回った場合には、下回った日の翌々営業日<u>12時</u>までに委託保証金率が20%または差し入れている委託保証金の額が30万円を回復するまで、当社からの請求の有無に関わらず追加で委託保証金を差し入れていただきます。</p> <p>（現行通り）</p>	<p>お客様が信用建玉を処分されなかった場合には、その信用建玉については翌営業日の信用期日当日に当社の任意によりお客様の計算で反対売買させていただくとともに、その際の手数料は当社が別途定める割増手数料をお支払いいただくことといたします。当該信用建玉の反対売買に係る手数料はオペレーター経由の手数料（I F A取扱口座のお客様の場合は、オペレーター経由の手数料+10,000円+消費税）とさせていただきます。また、反対売買により返済が完了しなかった場合、当社の任意により、現引・現渡による返済を行わせていただく場合があります。信用期日については常にご注意ください。</p> <p>（以下、省略）</p> <p><b>10. 追加保証金（追証）</b></p> <p>追加保証金（追証）とは、お客様の委託保証金が最低維持率または差し入れている委託保証金の額が30万円を下回った場合に、委託保証金率が最低維持率を回復するまであるいは差し入れている委託保証金の額が30万円を回復するまで追加で差し入れていただく委託保証金のことです。</p> <p>当社信用取引では最低維持率は20%となります。委託保証金率が大引けの時点で20%または差し入れている委託保証金の額が30万円を下回った場合には、下回った日の翌々営業日<u>15時30分</u>までに委託保証金率が20%または差し入れている委託保証金の額が30万円を回復するまで、当社からの請求の有無に関わらず追加で委託保証金を差し入れていただきます。</p> <p>（以下、省略）</p>
<p>（2019年7月）</p>	<p>（2019年6月）</p>

以上